

当会（JD）は、

1. 財産の保護のみならず、障害者等の諸権利を保障する包括的な権利擁護制度の構築をすること。
2. 現行の制度における“代理意思決定”の要素を極力抑制し、「支援付き意思決定」の要素を可能な限り高めていくこと。
3. 家庭裁判所の成年後見決定にあたっては、総合的に状況を考慮していき、市民としての権利をはく奪しかねないものと認識し、可能な限り慎重に行うこと。また関係者も同様の認識を持って当事者を支援すること。

を意見書で提出いたしました。ヒアリングでは様々な観点からの意見が出され、私たちにとっても勉強の機会となり、とても有意義な時間でした。以下は、補充意見です。

成年後見制度は必要なのか、検証を

成年後見制度は障害者や高齢者の権利を守る目的でつくられた制度であるにもかかわらず、時が経つにつれ、逆に障害者の人権を制約してしまっていることがしばしばあります。現在は欠格条項が改正されていますが、先日、成年後見制度を受けていたがために、退職を余儀なくされた障害のある男性の問題に対して岐阜地裁は、成年後見制度にある欠格条項は憲法違反との判断を下しました（10月1日）。現在でも「心身の故障」のある人に対しての欠格条項が存在しています。

成年後見制度自体、医学モデルの考え方に基づいてつくられたものであり、「社会モデル」や「人権モデル」を基調にした障害者権利条約の考え方とは相容れないことに着目する必要があります。

権利能力とともに行為能力が認められてこそ、法的能力が尊重されていると言えます。「法の下での平等」を考える時、だれにも意思があり、その決定能力は備わっていると考える必要があります。詐欺や犯罪から財産を守るとする成年後見制度ですが、「後見」を受けることによって烙印を押され、社会参加や将来の可能性を閉ざしてしまう実態もあります。現状は、成年後見制度の利用率は圧倒的に低い状況です。後見を受ける障害者・高齢者は、費用負担をしています。成年後見人による不正事件も少なくなく、何のために後見を受けたのかわかりません。本当にこの制度が必要とされているのか、しっかりした検討が迫られています。

権利擁護を包括的にし、他施策との連携も視野に

法律自体を改正し、包括的な権利擁護制度による支援付き意思決定による権利擁護への転換が必要です。

法律改正がなされるまでの間は、成年後見に安易に依存するのではなく、既存の社会福祉法制を駆使していくことが重要であると考えます。社会福祉力を十二分に展開させ、福祉サービス、福祉事業の中で、障害当事者同士（ピア）のつながりを重きに置いたソーシャルワーク機能を十分に発揮させていくことが求められます。財産の保護は大切ですが、それ以上に「どういう生活をしたいのか」を基底に、本人の意思に基づいた生活を実現させていく取り組みが求められています。

その時は、障害者差別解消法や、障害者虐待防止法等、関連法と緊密性をもたせながら行なっていくことは重要な視点となると考えます。

何卒、「社会モデル」「人権モデル」に基づいた“意思決定支援”の仕組みがつけられ、実践がなされますようご尽力をよろしくお願い申し上げます。